

上下水道 事業局	美東分室 秋芳分室	上下水道係 上下水道係
-------------	--------------	----------------



上下水道 事業局	美東秋芳分室	上下水道係
-------------	--------	-------

※上記の表は、変更のあった課・室のみ記載しています。

事務所の移動

本庁舎内の課及び係の配置については、以下のとおりとなります。なお、これまで本庁舎2階にあった『商工労働課』と新たに配置される『六次産業振興推進室』は、化石館横『旧国体推進課』に事務所を置きます。

本館1階

宿直室	【税務課】 固定資産税係 市民税係	【収納対策課】 収納係	市民室	↑	【地域福祉課】 地域福祉係・児童福祉係・障害福祉係・保護係 人権・男女共同参画推進室	市民相談室	県信連	【会計課】
【市民課】 保険年金係・高齢者医療係			住民係	玄関ホール	W C	【高齢福祉課】 地域包括支援センター 高齢福祉係 介護保険係		
				正面玄関				

本館2階

【監理課】 監理係 管財係 検査室	多目的 ルーム	【企画政策課】 企画政策係・行政改革推進室 政策調整室	【地域情報課】 地域係・情報係・美祢社会復帰促進センター対策室	↓	【世界ジオパーク推進室】	副市長室	応接室	秘書室	市長室	
【観光振興課】 観光振興係 観光協会支援室		【財政課】 財政係		↓	↓	W C	更衣室	市政情報コーナー	【総務課】 行政係・地域安全係 人事係	防災危機管理室

問合せ先 総務課 [☎0837(52)1110]

美祢市にお住まいの外国人住民の皆さんへ

仮の住民票の内容を確認し、変更が必要な場合には手続きを

平成24年(2012年)7月9日から新たな在留管理制度がスタートし、日本に適法に在留する外国人住民も日本人同様に住民票が作成されることになりました。

先月、仮の住民票を本人に送付しています。内容を確認し登録内容に変更等が必要であれば下記窓口で手続きをしてください。

変更の手続きが必要であるのに手続きされない場合には、世帯の内容が実態と異なるため正しい住民票が作成できず、国民健康保険証な

どにも影響することがあります。

住民票は世帯主とその世帯構成員で作成されます。法改正後は、日本人と外国人の混合世帯でも、世帯全員を1枚の住民票の写しとして発行できます。

問合せ先 市民課[☎0837(52)5230]
美東総合支所市民福祉課[☎08396(2)5004]
秋芳総合支所市民福祉課[☎0837(62)1910]

後期高齢者医療の保険証を更新します

現在、使用されている保険証（うすい紫色）は、平成24年7月31日をもって有効期限が切れるため更新します。

8月1日から使用する新しい保険証（みどり色）は、7月下旬に簡易書留でお届けしますが、目の不自由な人で希望者には点字シールを貼ってお届

けします。今年度から新たに希望される人は、6月29日（金）までに次の問合せ先へご連絡ください。

また、古い保険証（うすい紫色）は、8月1日以降使えませんので各自で処分してください。（返却は不要です）

問合せ先 市民課〔☎0837(52)5231〕

秋芳有線終了

有線電話及びインターネットサービス平成25年3月末終了

秋芳地域で愛用されております秋芳有線（美祿市秋芳地域情報通信施設）は、昭和32年に電話の普及を目的として秋芳地域の一部で有線電話サービスを開始しましたが、現在では民間各社の固定電話や携帯電話が一般的なものとなり、秋芳有線の当初の目的は達成されている状況です。

また、秋芳有線のインターネットサービスは、平成22年から始まった山口ケーブルビジョン(株)の光ファイバーケーブルを利用したインターネットとサービスエリアが重複しています。

これらの理由により、秋芳有線の有線電話及び

インターネットのサービスは、平成25年3月末をもって終了しますので、ご利用の皆様のご理解をいただきますようお願いいたします。現在、秋芳有線のインターネットをご利用の人は、山口ケーブルビジョン(株)等への変更手続きなど今後の対応にご注意ください。

なお、秋芳有線のサービスのうちご家庭の音声告知放送は、防災情報などの重要な役割を担っていますので平成25年4月からも放送を続けますが、将来的には市全域の統一的な告知方法を確立する予定としています。

問合せ先 地域情報課〔☎0837(52)1128〕

美祿市太陽光発電システム設置助成事業を実施中

美祿市では、自然エネルギー普及促進及び地球温暖化防止のため、住宅用太陽光発電システムの設置に対し助成をします。

対象者 ※次の全てを満たす人

- ①美祿市民（美祿市民または、美祿市民となることが明らかであること）
- ②美祿市内の居住用個人住宅所有者（自らが居住すること、または居住することが明らかであること）
- ③市税完納者

助成の額

1kwあたり10,000円
（上限40,000円、1,000円未満切り捨て）

実施期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

助成の方法

助成額相当の美祿市商工会発行商品券（カルストさくらギフト券市内事業加盟店で利用可）を交付

申請の方法

交付申請書に必要書類を添付し美祿市生活環境課へ提出

申請に必要な添付書類

- ①事業計画書
- ②見積書または、契約書の写し
- ③設置予定場所の位置図
- ④設置予定場所の写真
- ⑤市税の滞納がない証明
- ⑥住民票の写し
- ⑦その他市長が認める書類

問合せ先 生活環境課〔☎0837(53)1090〕